

地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み

- ・医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が総合確保方針を策定
- ・都道府県計画、医療計画、介護保険事業支援計画の整合性を確保
- ・都道府県計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置

総合確保方針 (法第3条)

- ①医療と介護の総合的な確保の意義、基本的な方向
- ②医療法で定める基本方針、介護保険法で定める基本指針の基本となる事項
- ③法に基づく都道府県計画、市町村計画の作成、整合性の確保に関する基本的な事項
- ④都道府県計画、医療計画、介護保険事業支援計画の整合性の確保
- ⑤基金事業に関する基本的な事項(事業の内容、公正性・透明性の確保等)
- ⑥その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

消費税財源活用 (法第7条)

②地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

医療法
で定める
基本方針

介護保険法
で定める
基本指針

交付

⑤ **基金**
(法第6条)
※国と都道府県の負担割合は
2/3、1/3

提出

③ **都道府県計画(事業計画)**
(法第4条)
・医療及び介護の総合的な確保に関する目標、計画期間
・目標を達成するために必要な事業に関する事項

④ 整合性の確保

医療計画
地域医療構想
(ビジョン)

介護保険
事業支援計画

都道府県

提出

③ **市町村計画(事業計画)**
(法第5条)
・医療及び介護の総合的な確保に関する目標、計画期間
・目標を達成するために必要な事業に関する事項

③ 整合性の確保

④ 整合性の確保

介護保険
事業計画

市町村

申請

交付

交付

申請

事業者等 (医療機関、介護サービス事業所等)

- ・病床の機能分化・連携
- ・在宅医療の推進・介護サービスの充実
- ・医療従事者等の確保・養成

※ 法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律